

平成30年（2018年）北海道胆振地方中東部を震源とする地震により被災された 2027年度入学志願者および入学（予定）者に対する特別措置について

北海道胆振地方中東部を震源とする地震による被害に遭われた皆様に、謹んでお見舞いを申し上げます。

国際基督教大学（ICU）では、以下の通り特別措置を講じることといたしました。特別措置を希望する方は下記の要領で手続きを行ってください。

1. 対象者（学部および大学院）

国際基督教大学の2027年度入学志願者および入学(予定)者で、平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震に係わる災害救助法が適用された市町村において、主たる家計者が人的、物的被害を受けた方。

適用地域については、内閣府サイトの「平成30年北海道胆振地方中東部を震源とする地震に係る災害救助法の適用について」より最新版をご確認ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

2. 特別措置

提出いただいた申請書および罹災証明書等に基づき審査した上で検定料、入学金を減免いたします。

また、出願書類（調査書等）について配慮が必要な場合は、問い合わせ先までご連絡ください。

【2027年度入学志願者および入学（予定）者の減免基準】

罹災状況	検定料	入学金
全壊	免除	免除
大規模半壊	免除	免除
半壊	免除	免除
一部損壊(注)	免除	免除
主たる家計支持者である保証人の死亡	免除	免除

・上記以外の罹災については問い合わせ先までご相談ください。

(注) 特別措置については審査の上、状況に応じて決定し、被害の程度によっては入学金が免除されない場合もあります。

3. 必要書類

1) 「大規模災害特別措置申請書」

本学所定の申請書を用い、必要事項を漏れなく記入してください。

被害状況については、「罹災証明書」の記載内容に従って記入してください。

2) 「罹災証明書」 (コピー可)

基本的に、倒壊については被災地の市区町村役場、焼失については被災地の消防署が発行する書類です。

その他、現在の状況を確認するために上記以外の書類をご提出いただくことがあります。

4. 申請方法

下記の送付先まで必要書類を郵送してください。なお、提出期限内に必要な書類を提出することができない場合やご不明な点がある方は、下記の問い合わせ先にご相談ください。

【教養学部】

送付先： 〒181-8585 東京都三鷹市大沢 3-10-2

国際基督教大学 アドミッションズ・センター

問い合わせ先： admissions-center@icu.ac.jp

【大学院】

送付先： 〒181-8585 東京都三鷹市大沢 3-10-2

国際基督教大学 学務部大学院事務グループ

問い合わせ先： gs-adm@icu.ac.jp

5. 提出期限

2027年度各入学者選拔出願締切日 (必着)

必ず検定料を振り込んだ上、各入学者選拔出願書類提出締切日までに申請書類一式を送付してください。審査の結果、免除になった場合には返金手続きを行います。

- ・ 出願期間については各入学試験要項でご確認ください。
- ・ 複数の入学者選抜に出願する場合は、その都度申請書を提出してください。

6. 決定通知

審査後に結果を郵送いたします。

結果についてはできるだけ速やかにお知らせしたいと考えておりますが、提出時期によっては時間がかかる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

以上